

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 1 日

西会津町長 薄 友 喜

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西会津町宝沢地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 3 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として当該区域に担い手は十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・ 中心となる担い手への集積を進めながら、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業で農地維持保全活動を適切に運営していく。
- ・ 水稻を含め、不作付け地に対しては、荒廃化を防止するための組織を作り、担い手だけに負担のかからない体制を整える。
- ・ 保全維持活動だけでなく、福島県の入り口という地域性を考え、景観づくりにも努めていく。